

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により令和7年11月21日付け八代市公告第150号で公告した農業振興地域整備計画を同法第13条第1項の規定により変更するので、同法第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第13条第4項において準用する第11条第2項の規定により、八代市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第13条第4項において準用する第12条第1項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第13条第4項において準用する第11条第3項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年1月21日の翌日から起算して、15日以内（ただし、最終日が土日・祝日となる場合は、次の開庁日まで）に市にこれを申し出ることができる。

令和7年12月22日

八代市長 小野 泰輔



1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

自 令和7年12月23日
至 令和8年1月21日

2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

八代市役所掲示板及び農林水産部農林水産政策課

3 意見の提出について

(1) 意見書の提出先

八代市農林水産部農林水産政策課
〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25 (FAX) 33-4235

(2) 意見書の提出方法

直接持参するか郵送若しくはファックスにて提出すること。

(3) 意見書の提出期限（縦覧期間満了の日）

令和8年1月21日

(4) 意見書の提出に当たっての注意事項

住所、氏名、電話番号及び計画案への意見を明記すること。

4 異議申出について

(1) 異議申出の申出先

八代市農林水産部農林水産政策課
〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25 (FAX) 33-4235

(2) 異議申出の提出方法

直接持参するか郵送若しくはファックスにて提出すること。

(3) 異議申出の提出期限

令和8年2月5日

(4) 異議申出に当たっての注意事項

住所、氏名、電話番号及び計画案への異議を明記すること。